

令和4年度 第8回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

(公 開 用)

令和5年3月23日開催

高野町農業委員会

令和4年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和5年3月23日(木)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野山テレワークセンター(旧管理棟)

●出席委員 1番 井阪 晴美 3番 上田 静可 4番 柳 葵
5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己 7番 下名迫 勝實
9番 泉平 和廣 10番 森脇 伸宜

以上8名出席

●出席推進委員
眞野 弘和 山本 和英

以上2名出席

●欠席委員
2番 木村 金男 8番 西辻 政親

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 松本 斉・阪田 泰規・民農 里英・中村 任貴

●関係者

●議事事項

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
議案第8号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について
議案第9号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
議案第10号 農用地区域から除外する措置について
報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（松本 斉） おはようございます。
すみません、朝から資料の議案のほうパンチしてなくて、申し訳
ございませんでした、すみません。
それでは、定刻となりましたので、令和4年度第8回高野町農業
委員会定例会を開催いたします。
さて、本委員会ですが、本日、出席委員10名、欠席委員2名、
欠席委員の内訳としまして、2番木村委員、8番西辻委員が欠席さ
れております。
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりま
すので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。
それでは、事務局長より挨拶をお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） おはようございます。3月も彼岸のほう、まだ中の方に皆さん集
まっていたきまして申し訳ございません。年度末が近づいてまし
て、なかなかばたばたしてるというような状況です。
それと、春の訪れが早いというか、例年より10日、1週間以上
早く桜が咲き始めております。農作業についても、予定が大分狂わ
れたのかなというふうに思います。
ただ、高野山においては、5月7日に、5月9日ですか、7日
ですか、旧正御影供の法要があるということで、旧の3月31日が5
月7日ということで、まだまだちょっと冷え込みが戻る可能性もあ
りますので、十分気をつけていただいたらなというふうに思ってお
ります。
今日はいろいろと提案しておりますので、慎重審議いただけまし
たら幸いです。よろしくをお願いいたします。

事務局（松本 斉） ありがとうございます。
続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録
署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名
委員は、7番、下名迫委員、9番、泉平委員にお願いします。
続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第
9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろ
しくをお願いいたします。

議長 こんにちは。
今、それこそ今日は暖かいので、季節外れの天候で皆さんどんど

ん作業が大変だと思いますけど、いろいろと、余談になりますけど、昨日からおとといにかけてWBCで世間では仕事に就かん人も大分多い、これは一緒ですねんけど、昼まで何もせんとテレビばかり見てましたけど、こういう楽しいことはいろいろあったらいいなと思いますけど、それもそうもいかんと思いますけど、これからいろいろな農作業をいろいろなことで、また暖かくなってきたら花見とかいろんなことでまた出かけると思いますけど、コロナも大分収まりまして、今のところマスクもなしで行こうかというますけど、こういう会合の場合はマスクで何とかやると思いますけど、皆さん、体に気をつけて頑張っていたきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

それではすみません。座って説明をさせていただきます。

すみません、今回のこの申請ですが、・・・の農地になっておりますので、一時後ろのほうに席を外していただければと思います。それでは説明いたします。

議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

令和5年3月23日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

今回の申請は1件でございます。農地の所在は、・・・番地、場所については5ページの航空写真を御覧ください。

ちょっと見にくくなっています。中央のちょっと真ん中より上辺りに印をさせてもらってるのが見にくくてすみません。

登記簿地目は・、現況地目も・です。農新区分は・・・です。面積は・・・平方メートルです。権利の種別は・・・による所有権の移転です。

譲渡人の住所、氏名、・・・番地、・・・氏です。

申請理由は、・・・の希望によるものです

譲受人の住所、氏名、・・・番地・、・・・氏です。申請理由としましては、・・・であるため農地の・・・のことです。

補足説明としまして、現地調査につきまして、2月21日に事務局と下名迫委員と実施いたしました。後ほど、下名迫委員より報告があります。詳細については、6ページを御覧ください。

1号の全部効率化要件については、・・・等の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込ま

れるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、・・・のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間・・・日、農作業に従事すると見込まれる計画であるため、該当せず。

5号の下限面積については、高野町は全域で10アールの設定で、今回の取得面積を合わせて・・・アールのため該当しません。

また、6号については、所有者の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で・・・や・・・等の栽培を行い、効率的な農業経営を目指すとのことです。

今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。

以上です。御審議のほうをお願いします。

議長

ありがとうございます。

これに伴い、現地報告について、下名迫委員よりお願いいたします。

下名迫委員

7番、下名迫です。

議案第6号について、令和5年2月21日に事務局の松本係長、阪田主査とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては、現在は耕作されていません。申請者の農地と・・・しており、今回取得の農地で・・・や・・・の栽培を行い、安定的な農業経営を目指すことから、引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり、現地において農地法第3条の許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

これについて、何か御意見、御質問などございませんか。ないですか。

ないようですので、議案6号について、許可したいと思います。

続きまして、議案7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、事務局に説明をお願いいたします。

事務局（松本 齊）

それではすみません。・・・の農地も含まれますので、・・・、退席

のほどよろしくお願ひいたします。議事進行は、会長代理である下名迫委員にお願いいたします。

それでは説明します。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別表、農地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年3月23日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

それでは、議案の8ページから11ページを御覧ください。

今回の申請は・件で新規でございます。

整理番号4-4、9ページから行きます。農地の所在、……………、ほか・筆です。

場所については、10ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は・、現況地目も・。合計面積は……………平方メートル。権利設定は……………です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、……………、……………氏です。

利用権の設定をする者の住所氏名、……………番地、……………氏です。利用目的は・です。期間は・か年でございます。

……………ですが、これ・筆となつてまして、一部を貸し付けられるというふうになっております。

続きまして、整理番号4-5、農地の所在、……………番地です。場所については、11ページの航空写真を御覧ください。

登記簿は・、現況地目は・。合計面積は……………平方メートル。権利設定は……………です。

利用権の設定を受ける者の住所氏名、……………、……………氏です。

利用権の設定をする者の住所氏名、……………番地、……………氏です。利用目的は・です。期間は・年でございます。

本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝いをしていただいております。

今回の計画内容は、農業経営基盤強化促進法18条第13項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えております。御審議をお願いいたします。

下名迫会長代理

ただいま、事務局より説明等がありましたが、御意見、御質問、何かありましたらお願いいたします。

はい。

井阪委員

1番、井阪。これ「……………」じゃなしに「……………」と読むと思います。

事務局（松本 斉） 「・・・」ですか、ごめんなさい。すみません、失礼しました。

井阪委員 それで、去年から作付してはる人かな、この出てるやつ。

事務局（松本 斉） はい。

井阪委員 はい、結構です。

事務局（松本 斉） ・・・・の裏辺りになります。

下名迫会長代理 ほかに何か御意見ありませんか。ありませんか。
御意見がないようですので、議案第7号については可決としたいと思います。ありがとうございました。

事務局（松本 斉） ・・、戻っていただいて、議事進行をよろしくお願いします。

議長 どうもすみません。ありがとうございました。それでは、次は8号ですね。

議案第8号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉） それでは説明します。

議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられたことから、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)、改訂になります、について審議願いたい。

令和5年3月23日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
議案13ページから15ページを御覧ください。

平成30年2月15日付で高野町農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針が作成されております。今回はその指針の見直しとなっております。

遊休農地の解消目標として、13ページですね。13ページの解消目標としては、現在17.4ヘクタールから10年後の令和15年には10ヘクタールへ目標としています。

担い手の農地利用集積目標を、14ページです、14ページの左上、2の担い手への農地利用集積目標を、7.1ヘクタールから1

0年後の令和15年には8.6ヘクタールへ目標を設定しております。

続きまして、新規参入は14ページの3になります。右下になります。新規参入促進目標を1人から10年後の令和15年には5人へと目標を変更しています。

これは全て数値の見直しとなっています。

以上です。御審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明などございましたが、これについて御質問、御意見ございませんか。

そうしないようですので、これは可決したいと思います。

続きまして、議案9号「令和5年度最適化活動の目標の設定」、これさっきやったんちゃう。これでええか。

事務局（松本 斉）

それでは、説明させていただきます。

例年この時期に、毎年活動目標ということでさせていただいてるんですが、名前が変わりまして最適化活動の目標の設定等というふうになっております。

それでは説明します。

議案第9号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について。

農業委員会の適正な事務実施について、令和5年度の最適化活動の目標の設定（案）を作成したので審議願いたい。

令和5年3月23日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

議案17ページを御覧ください。

令和5年度最適化目標の設定案の、ローマ数字Ⅰについては農業委員会の状況を記載したものです。お目通しのほどよろしく願います。

続いて、ローマ数字のⅡ、最適化目標を御覧ください。1の（1）農地の集積ですが、現状は現況の耕作してる、先ほどからお伝えしてる面積65ヘクタール、これまでの集積面積は7.1ヘクタールで、集積率が10.9%となっています。次に、（2）遊休農地の解消ですが、現状及び課題としては、令和5年3月現在で遊休農地面積が17.43ヘクタールとなっています。目標のアになるんですけども、今年度新たに1号遊休農地が2ヘクタールとなっています。

続きまして、18ページの（3）新規参入の促進ですが、新たに農業経営を営むものの新規参入についてですが、27年

に・・・・・・・・・・が新規参入いたしました

が、それ以降、新規参入はゼロ件です。目標として

ましては、新規参入者に0.5ヘクタールを貸し付ける目標として

います。

それでは、すみません。次に2、最適化活動目標になります。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数、推進委員等というのは農業委員さんも含みます、が行う目標、日数目標として、月10日としています。ぜひとも自分の、多分毎日自分の農地等へ行かれると思うんですけども、その際にはそれも活動の一つというふうに決めてありますので、近隣農地の状況確認も重ねてお願いします。

(2) 活動強化月間の設定目標3回、取組として農地の集積。活動強化月間は年間で3回ぐらい、農地集積の活動を強化したいというふうに活動していきたいと思っております。

(3) 新規参入相談会への参加目標としましては、1名の参加をお願いしたいところです。昨年は推進委員の眞野さんに、和歌山市のJA会館のほうへ私と一緒に行っていただきまして、令和4年度の目標は達成しております。そして、来年度またもし御都合が合うようであれば、山本さんのほうに御参加をいただけたらありがたいと思います。また、山本さんが駄目な場合は、またほかの農業委員さんにお声かけさせていただいて、就農フェアですね、見学なり参加をいただけたらなというふうに思っています。

以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございましたが、何か御質問、御意見はございませんか。

ないようですので、議案第9号は可決したいと思います。

続きまして、第10号「農用区域から除外する措置」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局（松本 斉）

それでは説明します。

議案第10号、農用区域から除外する措置について。

高野町長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。

令和5年3月23日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵

議案書20ページから21ページを御覧ください。

除外申請の所在地、・・・・・・・・・・、ほか・筆、登記簿地目及び現況地目も・、除外面積は・・・・・・・・平方メートル、除外目的・・・・・・・・、申請者の住所氏名、・・・・・・・・・・、・・・・・・氏、申請者との関係は・・です。

次に21ページ、除外の所在地、・・・・・・・・・・、ほか・筆になっております。登記簿地目と現況地目ともに田になってます。除外面積は・・・・・・・・平方メートルとなっております。こちらも除外目的

は・・・となっております。申請者の住所氏名、・・・・・・・・・・、
・・・・氏です。申請者との関係は・・となっております。

通常、農業振興地域の除外には、高野町農業振興地域整備計画に支障をきたさないことが要件となっております。また、法第13条第2項、次の要件が全て満たしていなければなりません。1の当該土地を除外により、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適正であり、他の土地で代えることが困難なこと、必要性、適当性、代替性ということが1に掲げられています。2、当該除外により、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。3、当該除外により、農用地区域内の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に支障がないこと。4、当該除外により、農用地区域外の法第3条第3号の施設に支障がないこと。5、法第10条第3項第2号に掲げる土地を除外する場合には、政令で定める基準に適合していること。土地改良事業に基づく場所については、完了後8年を経過していること。以上の5要件を満たすこととなっております。

すみません、22ページを御覧ください。

すみません、別紙でお配りしている紙ですね。これはすみません、22ページの右側、赤でマーカーをしてるんですけど数字が見にくいので、個別に資料を配付させていただいております。

今回の申請においては、高野町農業振興地域整備計画の第1、農用地利用計画にも、右側のページですね、その今差し替えの紙を渡させていただいたやつを御覧ください。

農用地利用計画に掲載しているとおり、農地の増減、田んぼ、畑ともに減を認めておりません。この高野町農業振興地域整備計画、平成30年に見直しがされ、平成31年1月16日に変更を農業委員会で可決されたものです。また5要件の1「当該土地を除外により、農用地等以外の用途に供することが必要性かつ適正であり、他の土地で代えることが困難なこと」という文言のところですね。今回申請された候補地が申請地以外選定されていません。

結局、その農振地以外の田んぼや、また山とか雑種地というのが選定されてないんです。

今回事務局としてはですね、この申請は受理できないというふうに判断しております。ですので、御審議のほうお願いいたします。

事務局長（茶原敏輝） この議案につきましては、先般から協議をさせていただいておりましたが富貴地区における・・・・・・・・・・の・・に絡む農振除外の部分についての案件となります。

今、うちの松本から説明をいたしましたけれども、今の農振計画

においては農地の減というものを認めておりません。減らさないというスタンスであります。その中において、こういった農業に供するものではないものの建設の案件ということで、農地を減らすことはできないので、これはできないということで今回不受理という考え方をしております。

議長

ただいま、事務局並びに課長から意見がありましたけど、皆さんどうい御意見でしょうか。御質問などございませんか。
そしたら、もう高野町、もうなしというか、どういうふうに。

事務局長（茶原敏輝）

町といたしましては、いろんなことを見させていただいております。当然、県のほうとも協議をさせていただいているんですけども、現在私たちが現状動かしている農振計画にやっぱり合っていないということですので、これはこれを受理して農振除外の手続を進めていくということとはできない。仮にこういったことをやっていくということであつたら、新たに農振計画を変更した上で増減を認めるみたいな形にしていくということになるんかなど。現状の計画の中ではこれはできないので、これはもう受理するわけにはいかない。申請者にはお返しさせていただく、そういうことかと思っております。

また、先般も少しお話をいたしましたけれども、町としてはやはりこの農地が集積している富貴であつたり筒香であつたり花坂であつたり、この部分というのは非常に大切な農地だというふうに思っております。これをできる限り維持をしながら、やはり高野町の農業というのをしっかりやっていきたい。特に富貴地区におきましては、現在減ってまいりました当帰の継承者を育てるということで、新たに地域おこし協力隊2名の導入、今日も見学に来るものがあるということで担当のほうが行くんですけども、そういったことでしっかりやはり今ある農地を活用させていただいて、富貴というものをしっかり維持継続していきたいというふうに思っておりますので、あくまでも農地として継承していきたい、このように考えております。

ですから、農業振興地域の計画変更ということも、町としては今考える場合ではないと思っておりますので。何度も言いますけれども、現状の農振計画の中では今回の農振除外の申請については受け付けるべきものではないという判断、受け付けられないという判断です。

議長

分かりました。ほかに何か御質問はございませんか。

・・・は日当たりのいいところ場所、場所が要るしね、いろん

なこと、条件を見とるんで。確かにそこは行けるとかそういうことはできないと思いますので、こういう農振地域になってしまったので、荒れるところもかなり、ほんでまた増えると思います。そこらをどういうふうに今、町が戻したりいろいろとしてもらったらいと思うんやけどね。もうようせん、そういうところもあるので、人に貸してつくってくれたらええねんえけど、それもつくる人はつくるし、今若い人、若い子らがよう移住してきてますけど、その子らは農業をしてくれたらええけど、もう不安定な感じでどっちつかずで、遊びといたらおかしいけどそういうふうな感覚で、農業は簡単にできるようなことを言うてますけど、そうはつくってる人はみんな、みんなが年、ここらはもうベテランばかりですけど、そういうまた教えたりしたらできんこともないかしらんけど、そこらはまあ課長が言われたように当帰のことも大事だと思います。土地を何とかもうちょっと、荒地をなくすのに何とかええ方法を考えもらったらいかなと思いますねんけど、太陽光関係なしに活用できるような要件を何か我々も考えないとあかんねんけど、それは。それ人が、若い子がね、今おらんの、いうても年行った人ばかりになっておるさかい、そこらも考えてほしいなと思って。以上です。

ほかに何か御質問ございませんか。

この10号議案は否決ということになります。

最後に続きまして、報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、よろしくお願いします。

事務局（松本 斉）

はい。それでは説明します。報告第9号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告する。

令和5年3月23日提出。

高野町農業委員会会長 柳 葵。

本案件は、議案23から24ページに記載のとおり、……番の・・による農地の……の届出がありました。受付番号8の申請者の住所は、……、……氏です。農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。

以上です。

議長

はい。ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がございましたが、御意見、御質問ございませんか。

意見がないようですので、報告第9号につきましては以上とい

たします。

以上によって、今日の審議議案終わりましたけど、あと事務局より何かございませんか。

事務局（松本 斉）

はい。また皆様に冊子のほう、お配りしてます。ちょっとまた一読、お目通しのほう、よろしく願いいたします。それとステッカー、恒例の農作業を安全にっていうステッカーなんで、またよかったら御活用ください。

議長

はい。ありがとうございます。

その他について何か御質問、御意見ございませんか。

はい。それでは、今日はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

*****午前11時15分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 7 番 _____

署名委員 9 番 _____